

福祉まるごと傾聴A I 事業業務委託
プロポーザル実施要領

白河市保健福祉部社会福祉課

1 目的

支援ニーズを抱えているが相談ができていない人が支援につながるができるように、いつでも気軽に相談ができる仕組みとして、傾聴・共感の機能を備える生成A Iを活用した福祉相談用のチャットシステムを導入し運用を行う。本業務の実施にあたっては、高度な知識や専門的な技術力が必要であり、技術提案と価格を総合的に評価するために、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 業務委託の概要

- (1) 業務名 福祉まるごと傾聴A I 事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「福祉まるごと傾聴A I 事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに。
※ただし、契約時における仕様書は、優先候補者として特定された者の業務提案内容に応じ、仕様を変更する可能性がある。
- (3) 業務期間 契約締結した日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 1, 7 8 2, 0 0 0円(消費税及び地方消費税を含む。)
※契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示す金額

3 参加資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和2年4月1日以後に契約または協定締結した、国、地方公共団体又はこれらから委託を受けた社会福祉法第109条若しくは110条に規定される社会福祉協議会若しくは特定非営利活動法人が発注した福祉分野(ひきこもり、健康・メンタル、生活困窮、虐待、孤独・孤立など)に係る相談について、生成A Iが回答を自動作成するチャットの運用業務の履行実績を元請として有すること(公告日時点で履行中のものを含む。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算、開始、同法第511条の規定に基づく特別清算開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 本公告日から審査委員会開催日までの期間において、国、福島県または本市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

4 日程

項目	日時
公募開始	令和8年8月14日（金）
プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年8月21日（金）
プロポーザルに関する質問への回答	令和8年8月25日（火）
参加表明・業務提案書（一次審査）の受付期限	令和8年8月28日（金）
一次審査（書類審査）の結果通知	令和8年9月1日（火）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	令和8年9月24日（木）
契約候補者の特定及び通知	令和8年9月28日（月）
契約締結予定及び審査結果の公表	令和8年10月1日（木）

5 書類の提出先（担当事務局の連絡先）

提出先：	白河市保健福祉部社会福祉課社会生活支援係
住所：	〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1
メールアドレス：	shakai@city.shirakawa.fukushima.jp
ホームページ：	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/
電話：	0248-28-5515

6 質疑受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、本市ホームページから質問書（様式1）をダウンロードし、次の方法で提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 回答方法 回答は、一括して取りまとめた質問回答書を令和8年8月25日（火）までに、本市ホームページに掲載する。

7 参加表明書及び業務提案書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、提出書類その他の関係書類は、本市ホームページからダウンロードすること。

- (1) 提出書類 ※各書類の「記入上の注意」をよく確認すること。
 - ①参加表明書（様式2）
 - ②会社概要調書（様式3）※貸借対照表・損益計算書添付、登録・認証を証する書類（写し）添付
 - ③実績調書（様式4）
 - ④実施体制調書（様式5）
 - ⑤業務実施方針（様式6）
 - ⑥提案見積書【福祉まると傾聴A I 事業業務】（様式7）※見積内訳書添付
 - ⑦機能調査表（様式8）
 - ⑧参加表明書等の提出について（様式9）
 - ⑨業務提案書（任意様式）
- (2) 提出期限 令和8年8月28日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 郵送（簡易書留に限る）または持参による。

※持参の場合は、受付期間中（土日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(4) 提出部数 原本1部 写し6部

(5) 留意事項 提出期限後における提出書類の修正、差し替え及び再提出は認めない。

(6) 参加表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出すること。

(7) 提出された書類等は返却しない。

(8) 留意事項

①提案見積書【福祉まると傾聴AI事業業務】（様式7）について

・令和9年3月31日まで（6か月分）の本業務に係る全ての費用を計上すること。（チャットシステム開発、データベース設計・構築、生成AIチューニング、関連窓口やサービス情報の案内、コーディネーション、月間の相談対応、システム監視・保守、セキュリティ対策、障害対応、全体進捗管理、集計・レポート作成など）

・消費税及び地方消費税抜き。

・業務内容は、別紙「仕様書」を参照すること。

②業務提案書（任意様式）作成上の注意について

ア 用紙サイズ・文字サイズ・頁数について

・用紙サイズは原則、A4版（縦横自由、A3折込可）

・文字サイズは11ポイント以上を使用すること。

・頁数は、両面印刷・5枚10ページ以内を目安に、A3版を使う場合は、A3用紙1枚あたり片面2ページ、両面4ページとして換算する。

イ 記載する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限るものとする。

ウ 実施義務事項として参加者が提示し、かつ提案費用内で契約するものであることに留意すること。

エ 記載事項は次の内容（1）～（6）を含むものとする。

（1）相談機能に関する提案

（2）相談機関との連携に関する提案

（3）システム全体の使いやすさ

（4）効果調査・分析に関する提案

（5）セキュリティに関する提案

（6）貴社の特徴（特許など）や貴社の本市における取組み実績を活かした内容等、本要領の提案上限額内で実現可能な独自提案

③失格及び重大な欠落事項について

・提案見積書【福祉まると傾聴AI事業業務】の見積額に消費税等を含めた額が、本プロポーザルの提案上限額（消費税等込み）を超える場合は失格とする。

・見積額に重大な欠落事項があった場合には大幅な減点対象とする。

【重大な欠落事項の例】見積額が他に提出された書類の内容と著しく乖離しており、業務施行が困難と認められる場合など

8 プレゼンテーションの実施

一次審査通過の連絡を受けた者に対し、二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を行う。

- (1) 実施日 令和8年9月24日(木) ※詳細はメールアドレスに通知する。
- (2) 場 所 本市が後日指定する場所
- (3) 時 間
 - ア 1者 50分以内（業務提案書の説明 25分以内、システムデモ画面の説明 10分以内、質疑応答で 15分）別途、準備時間 10分以内（開始 5分、片付け 5分）を想定している。
 - イ 業務提案書の受付順に、1者毎、個別に行う。
- (4) プレゼンテーションの内容
 - ア 業務提案書および提供予定システムのデモ画面を用い説明することとし、追加資料等の配布は認めない。
 - イ パソコンやテレビモニター等を使用する場合、電源及びテレビモニターは事務局が準備する。HDMI 端子を繋ぐことができないパソコンを使用する場合は、HDMI 変換器を持参すること。
- (5) 留意事項
 - ア プレゼンテーションは、一次審査の受付順に実施する。
 - イ プレゼンテーションの出席者は、最大3名とし、主として本業務に取り組む者が説明すること。必要に応じて、参加者が分担して説明しても構わない。

9 審査方法

事業者を選定するにあたっては、庁内に「福祉まると傾聴A I 事業業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置し、二段階方式で審査を行い、優先交渉権者を選定する。本プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

- (1) 審査基準
 - 別紙「福祉まると傾聴A I 事業業務委託審査基準」（以下、「審査基準」という。）に基づき審査を行う。
- (2) 一次審査（書類審査）
 - ア 審査基準の「提案内容評価」、「プレゼンテーション評価」、以外の項目について審査し、評価点数が高い上位4者を二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の対象者に選定する。
 - イ 一次審査の結果は、令和8年9月1日(火)を目途に、すべての「参加表明者」に対して、個別に電話又は電子メールで連絡し、併せて文書で通知する。なお、審査の経緯及び結果の異議の申し立ては受け付けない。
 - ウ 提案者が4者に満たない場合も書類審査により、二次審査の対象となる提案者の選考を行い、その結果を提案者全てに通知する。
- (3) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
 - ア 一次審査で上位4者に対し、本要領9のプレゼンテーションを実施する。審査基準に基づき審査を行い、一次審査及び二次審査の得点の合計を合算した総合得点の最も高い提案者を優先交渉権者とし、2番目に評価が高い者を次点者とする。
 - イ 同一の評価点数が2者以上となった場合は、本要領7（1）にて提出する、「提案見積書【福祉まると傾聴A I 事業業務】（様式7）」の合計金額が最も低い者を上位とし、この金額も同じ場合は、選定委員会の採決により決定する。
 - ウ 参加者が1者の場合もプレゼンテーションを実施し、当該参加者に係る評価の

結果が総合得点の6割以上のときに限り、当該参加者を優先交渉者として決定する。

1 0 選定結果

選考結果は、令和8年9月28日（月）【予定】までに、二次審査の対象者全てに、文書で通知する。その際、審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。また、審査結果に対する異議申し立ても受け付けない。

審査の結果は、本市ホームページにて公表する。公表する内容は、契約予定者の名称とする。

1 1 失格事項

参加者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、参加資格を失う。

- (1) 本要領3に掲げる参加資格等の要件を満たさなくなった場合
- (2) 業務提案書を提出する意思を表明したにも関わらず、期限内に提出書類を提出しなかった場合
- (3) プレゼンテーションを遅刻、欠席した場合
- (4) 提案見積書【福祉まると傾聴A I 事業業務】（様式7）に記載する見積金額に消費税及び地方消費税を含めた金額が、本要領の提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えている場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為または選定結果に影響を与える不誠実な行為を行った場合

1 2 契約の締結

- (1) 優先交渉権者から提示された見積金額及び業務提案書の内容を基本に、市と協議の上、随意契約を行う。
- (2) 優先交渉権者が参加資格等の要件を満たさないと判明した場合、その他の理由により速やかに契約締結が出来ない場合又は優先交渉権者が契約を辞退した場合は、市は選定委員会の審査結果における次点者と順次協議を行うものとする。

1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用については、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。